

はなもも保育園病児保育利用判断基準

～かかりつけの医師の診断が優先となります～

病名	病児保育のめやす
インフルエンザ	内服より24時間以上経過し、解熱していること
麻疹	解熱後3日を経過している
風疹	解熱し、発疹が消失している (発疹出現後3日程度、色素沈着はかまわない)
水痘	診断翌日より利用可能、ただし、微熱程度であること
おたふくかぜ	診断翌日より利用可能。ただし、微熱程度で食事摂取可の場合
突発性発疹	診断を受け、解熱していれば可
ヘルパンギーナ	37℃台程度で食事摂取が可能である
手足口病	37℃台程度で食事摂取が可能である
ウイルス性嘔吐下痢症	胃腸症状が軽快傾向であること
咽頭結膜熱(プール熱)	医師の診断に沿って対応となります
溶連菌感染症	適切な治療を前日までに開始されていて、38.0℃以下であること
とびひ	一般症状が悪くない場合。
百日咳	特有の咳が減少傾向になっている事 治療効果があるとされる薬剤を最低5日間投与されている事
外科的疾患	一般保育所での保育が困難な場合

一般症状

熱	登園前38℃以下
食欲	半分程度は摂取できている
消化器症状	強い腹痛がなく、嘔吐・下痢が軽快傾向

◎保育中著しい体調変化がありましたら、病児保育継続できない場合があります

(専用の出入り口から入室となります。)

◎1才未満は重篤化しやすい為、急性期の際は要相談となります。